

令和 5 年 5 月
警 察 庁

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果
について

警察庁において、令和 5 年 3 月 10 日から同年 4 月 8 日までの間、「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、2 件の御意見を頂きました。

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和 5 年国家公安委員会規則第 9 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 5 年 3 月 10 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本規則案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2 件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	2 件
電子メール	0 件
F A X	0 件
郵 送	0 件

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

- 規則案に対して、反対する旨の御意見がございましたが、「移動端末設備用署名用電子証明書」は、現行制度と同様、高いセキュリティ対策がなされるものであり、原案のとおりとさせていただきます。